

Walk Together

ウォーク・トゥギャザー

たはら男女共同参画ニュース

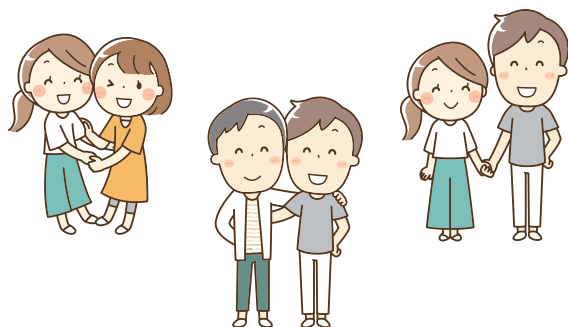
～共に考え・共に歩もう～

田原市男女共同参画のシンボルマーク▶

▶企画課 ☎23-3507



田原市では、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度があります



さまざまな事情により婚姻制度を利用できないカップルと、双方の子どもなどの近親者が相互に協力しながら、継続的に共同生活を行うことを約束した家族であることを市に宣誓し、市がその宣誓書を受理したことを認める制度です。

手続きの流れ

手続きの 事前予約

電話やメールなどで予約します。ご心配なことがあれば、ご相談ください。

宣誓書を 提出する

お2人そろって提出してください。(プライバシーに、十分配慮します。)

内容確認

内容確認に1週間程かかります。

宣誓書 受領証発行

受領証を受け取りにお越しください。(郵送希望にも対応しています。)

4月1日から、ZOOMを用いたオンライン宣誓も開始しました。

※必要書類の確認などのため、宣誓には企画課への事前予約が必要です。

宣誓することができる方

- ①成年に達していること
- ②田原市民であること、または転入を予定していること
- ③配偶者がいないこと(結婚していないこと)
- ④宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ⑤宣誓者同士が近親者でないこと

ファミリーシップの対象となる方

パートナーシップにある方の一方または双方の子どもを始めとした三親等内の近親者で、家族であると約した関係の方

田原市は、「みんなが自分らしく輝けるまち・たはら」を目標に、性別に関係なく自分らしく輝けることを目指しています。

お困りのことがあれば、何でもご相談ください。



宣誓すると、利用できる市の行政サービスがあります!

例えば...

- ・市営住宅への入居
- ・パートナーの子の保育園の送り迎え
- ・希望する方には、花束(アニバーサリーフラワー)をプレゼント



※愛知県のファミリーシップ宣誓制度を利用している方も、双方が市内に住所を有していれば市の行政サービスを使うことができます。



◀市HP